

令和5年3月3日

消防職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付けで下記のとおり職員の処分を行いましたので公表します。

1. 被処分者 嶺北丸岡消防署 警備第1課 消防司令補 中村佳正
2. 処分内容 懲戒処分 停職3月
3. 処分年月日 令和5年3月3日（金）

4. 事実の概要

令和5年1月12日（木）午前11時25分頃、福井市内のパチンコ店において、盗撮目的で女性店員の背後からスカート下方にスマートフォンを差し込み、同年1月19日（木）福井県迷惑行為等の防止に関する条例違反の容疑で通常逮捕されたもの。

5. 管理監督責任

署長以下3名 消防長文書訓告

6. 消防長のコメント

当組合職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止の徹底と綱紀粛正を図り、職員一丸となって住民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【お問合せ先】

嶺北消防組合消防本部 総務課

Tel.0776-51-8433